

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

| | | | |
|---|---|-------------------------------|----|
| ○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) | 一 | ○生活保護法による介護機関の指定 | 七 |
| ○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部創造) | 二 | ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (" | 八 |
| ○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部創造) | 二 | ○生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (" | 一三 |
| ○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (" | 二 | ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (" | 一三 |
| ○公文書の開示の実施状況の公表 (県政情報センター) | 三 | ○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課) | 一六 |
| ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (消防防災課) | 四 | ○大規模小売店舗の変更に関する公示 (" | 一七 |
| ○川越都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課) | 四 | ○保安林の指定の解除予定 (森づくり課) | 一八 |
| ○生活保護法による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) | 四 | ○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) | 一九 |
| ○生活保護法による指定施術者の変更の届出 (" | 七 | ○測量法に基づく公共測量の実施 (" | 一九 |
| ○生活保護法による指定医療機関の休止の届出 (" | 七 | ○測量法に基づく公共測量の実施 (" | 一九 |
| ○生活保護法による指定医療機関 | 七 | ○埼玉県測量業者登録簿閲覧所の | 一九 |

場所の一部を改正する告示

(用地課) 一九

○建設業法第二十九条の第二項の規定に基づく取消処分 (建設業課) 一九

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 二〇

○埼玉県立図書館業務システム開発業務委託の一般競争入札に関する公告 (浦和図書館) 二〇

○県道さいたま鴻巣線の区域の変更 (北本県土) 二二

○県道川越入間線の区域の変更 (川越県土) 二二

○県道川越入間線の供用の開始 ("

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 二三

○県道岩殿観音南戸守線の区域の

変更 (東松山県土) 二三

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 二四

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 ("

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 ("

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 ("

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 ("

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し ("

○監査結果の公表 (監査第二課) 四一

○監査結果の公表 (監査第一課) 四三

告示

埼玉県告示第千三十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satinken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 -

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人元氣工房
- 三 代表者の氏名
浅輪 田鶴子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市中央区八王子四丁目一番二〇号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人達が、各個人の能力や特性に応じて地域の中で当たり前に暮らし続けていくための様々な支援を行い、その人達がより理解され安心して生活していける環境を築くことに寄与することを目的とする。

域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人健康の森
- 三 代表者の氏名
大関 恵子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県和光市本町十五番二十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び障害者に対し、介護に関する事業及び介護予防活動を行い、高齢者及び障害者その人らしくいつまでも地域で或いは家庭で暮らしていけるような社会を築き上げることをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わかば春日部
- 三 代表者の氏名
新井 久子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市大場六百八十七番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、春日部市及び周辺地域の心身障害者児に対し、日中活動の場を提供し、地域社会の一員として、心身障害者児も安心して暮らせる地域社会を創造することで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成十九年六月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人の名称
(変更前) 特定非営利活動法人日本ワンワンパトロール協会
(変更後) 特定非営利活動法人日本ワンワンパトロール協会
- 三 代表者の氏名
小林 二雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市南五丁目一番六十号
- 五 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、ワンワンパトロール隊結成希望者に対し、援助とアドバイスをを行い、地域の防犯に寄与

平成十九年六月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十一日
埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により
- 三 代表者の氏名
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により
- 三 代表者の氏名
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千四十四号

平成十三年埼玉県告示第百九十三号(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

第二条第一号ハ中「百人一日当たり三万円」を「一人一日当たり三百円」に改め、同条第二号ロ中「二百三十四万二千円」を「二百三十二万六千円」に改め、同号ト中「第八十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

第四条第三号イ中「一万七千二百円」を「一万七千三百円」に、「二万八千四百円」を「二万八千六百円」に、「二万二千円」を「二万二千三百円」に、「三万六千七百円」を「三万七千円」に、「三万二千六百円」を「三万二千八百円」に、

「五万二千二百円」を「五万六千六百円」に、「三万九千円」を「三万九千三百円」に、「六万六千円」を「六万五千五百円」に、「四万九千五百円」を「四万九千八百円」に、「七万五千四百円」を「七万五千九百円」に、「七千二百円」を「七千三百円」に、「一万三百円」を「一万四百円」に改め、同号ロ中「九千円」を「九千五百円」に、「七千五百円」を「七千六百円」に、「一万九百円」を「一万二千円」に、「一万三千三百円」を「一万四千四百円」に、「一万六千八百円」を「一万六千九百円」に、「一万三千七百円」を「一万三千八百円」に、「一万九千九百円」を「二万円」に、「一万七千四百円」を「一万七千五百円」に、「二万五千二百円」を「二万五千四百円」に改める。

第九条第一号中「盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」と

いう。)」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。
第十四条第一号イを次のように改める。
イ 日当(一人一日当たり)
(1) 医師及び歯科医師 二万九百円以内
(2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一万七千七百円以内
(3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一万五千七百円以内
(4) 土木技術者及び建築技術者 一万七千七百円以内
(5) 救急救命士 一万五千円以内
(6) 大工

- (6) 大工

(7) 左官 一万七千六百円以内
(8) とび職 一万七千二百円以内
第十四条第一号ロ及びハ中「(5)」を「(8)」に改める。

埼玉県告示第千四十五号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。
平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機関 一 指定医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。
平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田清司

| 名 称 | 開設者名 | 所在地 | 指 定 年 月 日 |
|--|---|--|---|
| 医療法人 木村整形外科 よしおか内科こどもクリニック あおぞらトータルクリニック 医療法人桜優会 元郷医院 | 医療法人 木村整形外科 医療法人 桜駿優会 塚 崎 富 雄 医療法人 桜優会 | 熊谷市原島六八九―四 熊谷市伊勢町二二―一 川口市西川口二―二六―四―五〇― 川口市元郷六一―一―一五 | 平成十九年 五月 一日 平成十九年 五月 一日 平成十九年 五月 十四日 平成十九年 五月 一日 |

| | | | | | |
|-------------------------|------------------|----------------------------|-------|--------|----|
| 川口 あおぞら眼科 | 医療法人社団 優美会 | 川口市本町四一四一六リビオアクシスプレイス二〇一 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 高橋レディースクリニック | 医療法人 久成会 | 川口市領家一〇一三 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 医療法人社団名山会 山田内科医院 | 医療法人社団 名山会 | 本庄市西五十子七 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| どんぐりこども診療所 | 医療法人 恵洋愛会 | 本庄市緑二一〇 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 岡田 医 院 | 岡田 新 司 | 春日部市一ノ割二一六二二 | 平成十九年 | 六月 | 一日 |
| 竹田 クリニッ ク | 医療法人社団 健樹会 | 春日部市大枝八九武里団地三二二一〇三 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 佐藤 整形 外科 | 佐藤 雅 人 | 春日部市大場一三八五二 | 平成十九年 | 六月 | 五日 |
| 医療法人アイシン 大塚医院 | 医療法人 アイシン | 鴻巣市本町二一六四 | 平成十九年 | 四月 | 一日 |
| 医療法人アイシン よつばアイクリニッ ク | 医療法人 アイシン | 鴻巣市本町二一六四 | 平成十九年 | 四月 | 一日 |
| 医療法人社団芳心会 山田ハートクリニッ ク | 医療法人社団 芳心会 | 鴻巣市鴻巣三二五二 | 平成十九年 | 六月 | 一日 |
| 上尾市平日夜間及び休日急患診療所 | 上尾 市 | 上尾市緑丘二二二七 | 平成十九年 | 四月 | 一日 |
| 医療法人翔友会 小山内科医院 | 医療法人 翔友会 | 上尾市向山一六〇一一二 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 三浦 皮膚 科 | 医療法人 清文会 | 上尾市原新町三三三六 | 平成十九年 | 四月 | 一日 |
| 医療法人社団寿幸会 おかだこどもクリニッ ク | 医療法人社団 寿幸会 | 草加市清門町五二二大塚メディカルコミュニティー一〇二 | 平成十九年 | 四月 | 一日 |
| 医療法人三仁会 越谷津田医院 | 医療法人 三仁会 | 越谷市大沢三二二一一一階 | 平成十九年 | 六月 | 一日 |
| 安田 泌尿器 クリニッ ク | 安田 耕 作 | 越谷市南越谷一〇一―九東京宝右第二ビル二F | 平成十九年 | 六月 | 一日 |
| ひろせこどもクリニッ ク | 医療法人 高志会 | 朝霞市西弁財二一六―三四ヴィラクレールII 一階 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 医療法人社団優葉会 伊藤耳鼻科クリニッ ク | 医療法人社団 優葉会 | 朝霞市西原二一四―七ジェミニビルF | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 牧田 産婦人科 医 院 | 牧田 燁 子 | 新座市あたご三三三一一七 | 平成十九年 | 五月二十八日 | 一日 |
| すずのきメンタルケアクリニッ ク | 医療法人社団 ユーアイエメリー会 | 久喜市北青柳一五一九 | 平成十九年 | 四月 | 一日 |
| あらい胃腸科皮フ科クリニッ ク | 医療法人 伸生会 | 久喜市中央三二七一一〇 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| おかもと クリニッ ク | 岡本 憲 一 | 北本市二ツ家四一八八一 | 平成十九年 | 六月 | 一日 |
| 医療法人社団稔誠会 高橋レディースクリニッ ク | 医療法人社団 稔誠会 | 北本市二ツ家四一八八一 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 竹原 クリニッ ク | 医療法人 明陽会 | 三郷市采女一三三二 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 医療法人社団敬悠会 菅野病院 | 医療法人社団 敬悠会 | 坂戸市日の出町六一二五マサヤビルIII四階 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 医療法人社団輔正会 岡村記念クリニッ ク | 医療法人社団 輔正会 | 坂戸市関間一〇一七 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 医療法人章敬会 鈴木医院 | 医療法人章敬会 鈴木医院 | 日高市栗坪二二〇一一 | 平成十八年 | 十月 | 一日 |
| 医療法人健裕会 後藤クリニッ ク | 医療法人 健裕会 | 南埼玉郡宮代町須賀一三〇二一一 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 青木公園前みやおか歯科医院 | 宮岡 義 尚 | 北葛飾郡杉戸町高野台西一〇一一二 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| まもる 歯科 クリニッ ク | 医療法人 まもる会 | 川口市西青木五二二二三 | 平成十九年 | 五月 | 七日 |
| いと う 歯 科 医 院 | 伊藤 雷 太 | 川口市芝四一〇一一〇 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| | | 深谷市上野台三三〇六一二 | 平成十九年 | 五月 | 八日 |

二 指定施術者

| 氏名 | 住所 | 所 | 施設 | | | 指定年月日 |
|----------------------|----|-----------------------|-----------------------|---|--------------|-------|
| | | | 名称 | 所 | 所在地 | |
| 杉山 園 科 | | 杉山 榮 一 | 上尾市愛宕三丁目一 | | 平成十九年 五月 十五日 | |
| 北 上 尾 園 科 | | 上尾市原新町五丁目一六 | | | 平成十九年 五月 十日 | |
| ほ ん だ 園 科 | | 上尾市中妻二丁目一五二階 | | | 平成十九年 五月 一日 | |
| オギハラ 園 科 医 院 | | 越谷市越ヶ谷二丁目三三四 | | | 平成十九年 五月 一日 | |
| は っ と り 園 科 医 院 | | 朝霞市根岸台六丁目三三七 | スペシアスF | | 平成十九年 五月 一日 | |
| 医療法人社団皓有会 小山園科クリニック | | 朝霞市仲町一丁目三〇サンロード朝霞ビル三F | | | 平成十九年 五月 一日 | |
| 桜 園 科 | | 新座市東北二丁目三〇二六三上ビル三F | | | 平成十九年 四月 一日 | |
| ひ か り 園 科 | | 坂戸市千代田三丁目一第二原マンション一〇一 | | | 平成十九年 五月 十七日 | |
| スマイルケア 園科クリニック | | ふじみ野市うれし野二丁目一五二四 | | | 平成十九年 五月 一日 | |
| ウエルシア 薬局 熊谷 円光 店 | | 熊谷市円光二丁目四四八 | | | 平成十九年 四月 一日 | |
| スカイ 薬局 青木 店 | | 川口市青木三丁目三二二 | | | 平成十九年 五月 一日 | |
| プ ラ イ ム 薬 局 | | 川口市戸塚東一丁目七一九 | | | 平成十九年 五月 一日 | |
| の が み 薬 局 | | 秩父郡長瀬町本野上一丁目一八 | | | 平成十九年 六月 一日 | |
| ハートフル 薬局 本庄 店 | | 本庄市寿二丁目六二二八 | | | 平成十九年 五月 十四日 | |
| め ぐ み 薬 局 | | 鴻巣市鴻巣三二五七 | | | 平成十九年 六月 一日 | |
| たかさご 薬局 2号 店 | | 草加市高砂二丁目八二〇一 | | | 平成十九年 六月 一日 | |
| ミント 薬局 北越谷 店 | | 越谷市大沢三丁目二二七 | | | 平成十九年 六月 一日 | |
| ウエルシア 薬局 朝霞 根岸 台 店 | | 朝霞市根岸台六丁目八五七 | | | 平成十九年 五月 十七日 | |
| なでしこ 訪問看護ステーション | | 熊谷市美土里町二七八横山事務所二階西 | | | 平成十九年 五月 十四日 | |
| 株式会社コムスン訪問看護ステーション草加 | | 草加市住吉一丁目一三八 | | | 平成十九年 五月 十日 | |
| 今井 勝久 | | あおば 整骨院 | 川口市南前川二丁目三三七 | | 平成十九年 五月 十六日 | |
| 齊藤 誠 | | 花の木 接骨院 | 秩父市上町二丁目七二二 | | 平成十九年 二月 一日 | |
| 竹内 一浩 | | 竹内 接骨院 | 北葛飾郡鷺宮町上内一四四三二三 | | 平成十九年 五月二十八日 | |
| 大澤 登 | | 大沢 接骨院 | 東松山市沢口町一三二一八 | | 平成十九年 五月 九日 | |
| 内田 壮司 | | うちだ 接骨院 | 春日部市大畑二九七 四・五号室 | | 平成十九年 五月二十八日 | |
| 高橋 彰宏 | | 柏座みどり 整骨院 | 上尾市柏座二丁目〇八ハイフオーチューン一A | | 平成十九年 五月 十一日 | |
| 村田 滋郎 | | 二ツ家村田 接骨院 | 北本市二ツ家二丁目三三四 | | 平成十九年 五月 一日 | |

| | | | | | | |
|------------------------------|---------------------------|-------------|----------------------|------------------|--------------|---------------|
| 八代 雅貴 | 西田 明子 | 関根 正伸 | 卯木 泰博 | 内田 雅大 | 石田 晃 | 根津 健一 |
| 久喜市北青柳二二八三 三郷市さつき平一四二二五二二 | | | | | | |
| 新田 治療院 | 株式会社東京在宅サービス | ホリステック東洋治療院 | 卯木 はり 灸院 | 中央在宅マッサージ | | |
| 草加市八幡町七一九一三三〇一 | 東京都新宿区新宿一五〇四YKBマイクガーデン二〇一 | 飯能市双柳三九一三〇〇 | 新座市東北二二二六一一〇大竹ハイツ二〇四 | 飯能市東町六一一六菊屋ビル三〇三 | | |
| 平成十九年 五月 十八日 | 平成十九年 六月 一日 | 平成十九年 五月 八日 | 平成十九年 五月 十三日 | 平成十九年 五月 十日 | 平成十九年 五月 十一日 | 平成十九年 五月 二十九日 |

埼玉県告示第千四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 氏名 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------|--------|-----------------------------|----------------------------|
| 福山 隆之 | 施術所名称 | 株式会社東京在宅サービス | ブラッサム |
| 尾張 國広 | 施術所所在地 | 東京都新宿区新宿一九四中公ビル御苑グリーンハイツ六〇五 | 所沢市北秋津三五七一一 センチュリー新井三〇二 |
| 宍倉 研仁 | 施術所名称 | 松葉中央接骨院 | まつば中央接骨院 |
| | 施術所所在地 | 千葉県柏市松葉町四一〇一A一六 | 千葉県柏市松葉町四一〇一B一六 |

埼玉県告示第千四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名称 | 所在地 | 休止年月日 |
|----------------|-------------|-------------|
| 越谷誠和訪問看護ステーション | 越谷市谷中町四一四一一 | 平成十九年 五月 一日 |

埼玉県告示第千四十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------------|--------------|
| 岡村記念クリニック | 日高市栗坪二二二〇一一 | 平成十八年 九月 三十日 |
| 山田内科医院 | 本庄市西五十子七 | 平成十九年 四月 三十日 |
| まもる歯科クリニック | 川口市芝四一〇一一〇 | 平成十九年 四月 三十日 |
| プライム薬局 | 川口市戸塚東一一七一一九 | 平成十九年 四月 三十日 |
| 小山内科医院 | 上尾市向山一一六〇一一二 | 平成十九年 四月 三十日 |

| | | |
|-----------------|---------------------------|-------------|
| ひろせこどもクリニック | 朝霞市西弁財二一六―三―四―一F | 平成十九年五月一日 |
| 竹原クリニック | 坂戸市日の出町六一―二五マサヤビルⅢ四F | 平成十九年四月三十日 |
| あらい胃腸科皮膚科クリニック | 久喜市中央三―七―一〇 | 平成十九年四月三十日 |
| 大塚医院 | 鴻巣市本町二一六―四 | 平成十九年三月三十一日 |
| おかだこどもクリニック | 草加市清門町五二二大塚メデイカルコミュニティ一〇二 | 平成十九年三月三十一日 |
| よしおか内科こどもクリニック | 熊谷市伊勢町二二二―一 | 平成十九年四月三十日 |
| よつばアイクリニック | 鴻巣市本町二一六―四 | 平成十九年三月三十一日 |
| 伊藤耳鼻科クリニック | 朝霞市西原二一四―一七ジェミニビル一F | 平成十九年四月三十日 |
| いとう歯科医院 | 深谷市上野台二四九―一オリジーン一〇三 | 平成十九年五月一日 |
| すずのきメンタルケアクリニック | 久喜市北青柳一五二九 | 平成十九年三月三十一日 |
| 川口あおぞら眼科 | 川口市本町四一四―一六―二〇一 | 平成十九年四月三十日 |
| 高橋レディースクリニック | 川口市領家一―二〇―三 | 平成十九年四月三十日 |
| スマイルケア歯科クリニック | ふじみ野市うれし野二一―一五―二四 | 平成十九年四月三十日 |
| どんぐりこども診療所 | 本庄市緑二―二―一〇 | 平成十九年四月三十日 |

| | | |
|--|--|--------------------------|
| 鈴木医院 | 南埼玉郡宮代町須賀一三〇二―一 | 平成十九年四月三十日 |
| 吉田クリニック | 川口市末広三―四―一―二六 | 平成十九年四月三十日 |
| 株式会社コムスン 訪問看護ステーション草加 株式会社コムスン 訪問看護ステーションあさか | 草加市住吉一―一三―三一北ビル一F一〇一―号 朝霞市根岸台三―六―一二大興ビル一棟 | 平成十九年五月十日 平成十九年五月三十一日 |
| 関口医院 | 上尾市平方四四二―二二 | 平成十八年十一月二十九日 |
| 上尾市医師会休日診療所 | 上尾市緑丘二―二―二七 | 平成十九年三月三十一日 |
| 元郷医院 | 川口市元郷六一―一―一五 | 平成十九年五月一日 |
| おかだ歯科 | 新座市東北二―三〇―二六三上ビル三F | 平成十九年三月三十一日 |
| 木村整形外科 | 熊谷市原島六八九―四 | 平成十九年四月三十日 |
| 菅野病院 | 坂戸市関間一―一―一七 | 平成十九年四月三十日 |
| 竹田クリニック | 春日部市大枝八九武里団地三―二―一〇三 | 平成十九年四月三十日 |
| 高橋レディースクリニック | 三郷市采女一―一三―一二 | 平成十九年五月一日 |
| 小山歯科 | 朝霞市仲町一―一三〇サンロード朝霞ビル三F | 平成十九年四月三十日 |

埼玉県告示第五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 開設者名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----------------|-----------------------|----------------|---|---|----------------|---------|-----------|
| 川口市中央地域包括支援センター | 川口市幸町二一五―一七川口みちのくビル二F | 朝霞市青葉台一―一〇―三二二 | | | 医療法人 久幸会 | 介護予防支援 | 平成十九年六月一日 |
| 地域包括支援センター朝光苑 | | | | | 社会福祉法人 朝霞地区福祉会 | 介護予防支援 | 平成十九年五月八日 |

| | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|--------------------------|--------------|
| 越生町地域包括支援センター | 入間郡越生町越生九一七 | 越生町 | 介護予防支援 | 平成十九年 五月三十一日 |
| 狭山市入間川・入間川東地域包括支援センター | 狭山市入間川四一五―二〇 | 医療法人財団 石心会 | 介護予防支援 | 平成十九年 四月 一日 |
| 狭山市富士見・狭山台地域包括支援センター | 狭山市中央四二七―三〇八第一住宅ビル二階 | 医療法人 入間川病院 | 介護予防支援 | 平成十九年 四月 一日 |
| 狭山市入曽・水野地域包括支援センター | 狭山市南入曽六四二―五 | 医療法人 尚寿会 | 介護予防支援 | 平成十九年 四月 一日 |
| 入間市宮寺・二本木地区地域包括支援センター | 入間市宮寺二六五―一 入間市老人福祉センターまゆめ荘内 | 社会福祉法人 埼玉友会 | 介護予防支援 | 平成十九年 五月 八日 |
| 愛の泉・加須市東部地域包括支援センター | 加須市水深八六九―二 | 社会福祉法人 愛の泉 | 介護予防支援 | 平成十九年 六月 六日 |
| 坂戸市地域包括支援センターはつらつ | 坂戸市本町二―一―一三 | 医療法人 刀仁会 | 介護予防支援 | 平成十九年 五月 一日 |
| 吉川市第1地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所 | 吉川市吉川二―一―一 | 社会福祉法人 吉川市社会福祉協議会 | 介護予防支援 | 平成十九年 五月 九日 |
| 医療法人ふじみ明和会 朝霞整形外科・外科 | 朝霞市幸町二―七―四一 | 医療法人 ふじみ明和会 | 訪問看護 | 平成十九年 四月 一日 |
| 所沢リハビリテーション病院 | 所沢市中富一〇一六 | 財団法人潤和リハビリテーション振興財団 | 訪問看護 | 平成十九年 五月 一日 |
| どんぐりこども診療所 | 本庄市緑二―一―一〇 | 医療法人 恵洋愛会 | 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 | 平成十九年 五月 一日 |
| 北 上 尾 歯 科 | 上尾市原新町五―一六 | 大 石 洋 平 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年 五月 十日 |
| 医療法人利澄会 なかじま歯科クリニック | 朝霞市三原五―一三三六インペリアル志木一階 | 医療法人 利澄会 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年 四月 一日 |
| 医療法人皓有会 小山歯科クリニック | 朝霞市仲町一―一三〇 サンロード朝霞ビル三F | 医療法人社団 皓有会 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年 五月 一日 |
| ひ か り 歯 科 | 坂戸市千代田三―一―一 第二原マンション一〇一 | 佐 生 光 也 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年 五月 十七日 |

| | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------|--------------------|--------------|--------------|
| でいほーむ・えびす 短期入所生活介護事業所 川口しあわせの里 | 草加市原町一―一六―二 | 有限会社 恵比寿 | 介護予防通所介護 | 平成十九年 五月 七日 |
| デイサービスセンター 春香苑 | 川口市安行領根岸三七六三 | 社会福祉法人 健寿会 | 短期入所生活介護 | 平成十九年 五月 一日 |
| ケアセンター なのはな | 川口市末広三―三―三〇 | 社会福祉法人 末広会 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成十九年 五月 十七日 |
| リハビリケア岡野 | 春部内牧五〇六一インフィールド春部B二〇三 | 有限会社 わげんせ | 介護予防通所介護 | 平成十九年 五月二十八日 |
| ソレアド久喜 デイサービスセンター | 越谷市赤山本町七―二 | 医療法人社団 貴昌会 | 居宅介護支援 | 平成十九年 六月 一日 |
| ソレアド久喜 ショートステイセンター | 久喜市栗原一―一五―一〇 | 株式会社 ウェルフエアクリエイション | 通所リハビリテーション | 平成十九年 六月 一日 |
| ほつと・ケアライフ栗橋 | 久喜市栗原一―一五―一〇 | 株式会社 ウェルフエアクリエイション | 介護予防通所介護 | 平成十八年 四月 一日 |
| 三郷市立戸ヶ崎老人デイサービスセンター | 久喜市栗原一―一五―一〇 | 株式会社 ウェルフエアクリエイション | 介護予防短期入所生活介護 | 平成十八年 四月 一日 |
| あずみ苑 伊奈 | 北葛飾郡栗橋町東四―三―五九 | 白馬メデイケアサービス株式会社 | 訪問介護 | 平成十九年 六月 八日 |
| | 三郷市戸ヶ崎三―五三〇―二 | 社会福祉法人三郷市社会福祉協議会 | 居宅介護支援 | |
| | 北足立郡伊奈町小室一〇二四―一 | 株式会社レオパレス21 | 介護予防訪問介護 | 平成十九年 五月二十一日 |
| ハピネスケア株式会社 上尾営業所 | 上尾市平塚四九二―一 | ハピネスケア株式会社 | 通所介護 | 平成十九年 五月 九日 |
| 居宅介護支援事業所えびす | 草加市原町一―一六―二 | 有限会社 恵比寿 | 短期入所生活介護 | |
| けいあい訪問介護事業所 | 入間郡毛呂山町川角五〇四―一 | 有限会社ケイアイ商会 | 居宅介護支援 | |
| けいあい居宅介護支援事業所 | 入間郡毛呂山町川角五〇四―一 | 有限会社ケイアイ商会 | 介護予防訪問介護 | 平成十九年 五月 七日 |
| 毛呂山町デイサービスセンター | 入間郡毛呂山町川角三〇三―三 | 社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会 | 居宅介護支援 | 平成十九年 五月 十日 |
| よつ葉 | 入間郡毛呂山町毛呂本郷二―一 | 株式会社グローバルサービス | 介護予防通所介護 | 平成十九年 五月 十日 |
| 桜荘シヨートステイ | 入間郡三芳町北永井四一五―一 | 社会福祉法人みよしの会 | 介護予防通所介護 | 平成十九年 五月 十日 |
| 桜荘デイサービスセンター | 入間郡三芳町北永井四一五―一 | 社会福祉法人みよしの会 | 短期入所生活介護 | 平成十九年 五月 十日 |
| | 入間郡三芳町北永井四一五―一 | 社会福祉法人みよしの会 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成十九年 五月 十日 |

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| クローバー介護サービス 桜荘居宅介護支援事業所 ケアサービスマスゆめず | 入間郡毛呂山町毛呂本郷二一一 入間郡三芳町北永井四一五一 入間郡毛呂山町中央四七五 コーポカミハラ二〇五号 | 株式会社グローバルサービス 社会福祉法人みよしの会 株式会社 T & K | 介護予防通所介護 居宅介護支援 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成十九年 五月 一日 平成十九年 五月 十日 平成十九年 六月 一日 |
| 株式会社フルヤ所沢ケアサービス 短期入所生活介護事業所 所沢かがやきの里 | 所沢市御幸町六一二KFビル五階 所沢市下新井一二四九一二 | 株式会社 フルヤ 社会福祉法人 安心会 | 介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援 通所介護 短期入所生活介護 | 平成十九年 四月 一日 平成十九年 五月 一日 平成十九年 五月 一日 平成十九年 五月 七日 平成十九年 五月 十四日 |
| 居宅介護支援事業所 所沢かがやきの里 居宅介護支援事業所 茶々 あずみ苑 狭山 | 所沢市下新井一二四九一二 狭山市狭山台二一二二一二四 狭山市笹井二九三六一一 | 社会福祉法人 安心会 株式会社 T・Care 株式会社レオパレス21 | 介護予防短期入所生活介護 居宅介護支援 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成十九年 五月 一日 平成十九年 五月 七日 平成十九年 五月 十四日 |
| 狭山中央ケアプランまごころ 里の居宅介護支援事業所 ケアセンターはじめ 社団法人皆野町シルバー人材センター | 狭山市富士見二一八一六島村コーポ二〇三 入間市仏子二八四一一〇 本庄市児玉町児玉四八四 秩父郡皆野町大淵一〇三一 | 医療法人 狭山中央病院 有限会社ピュアテイ 合同会社ケアセンターはじめ 社団法人 皆野町シルバー人材センター | 介護予防短期入所生活介護 居宅介護支援 居宅介護支援 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成十九年 六月 一日 平成十九年 五月 二日 平成十九年 六月 一日 平成十九年 六月 一日 |
| 秩父市上吉田サービスセンター あずみ苑秩父(公園橋) | 秩父市上吉田三三五二一一 秩父市中村町三一―三三 | 秩父市 株式会社レオパレス21 | 介護予防通所介護 介護予防通所介護 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 | 平成十九年 五月 二二日 平成十九年 五月 一日 |
| 有限会社訪問介護事業所 リリエンベルグ ユニバーサル・ケア 合資会社ひまわり介護サービス | 新座市野火止六一一七―三 新座市石神二一四一八 石神マーケット二〇三 北本市下石戸下四九〇―四五 | 有限会社 訪問介護事業所リリエンベルグ 有限会社 住環境管理 合資会社ひまわり介護サービス | 介護予防訪問介護 介護予防短期入所生活介護 居宅介護支援 訪問介護 | 平成十九年 四月 一日 平成十九年 五月 一日 平成十九年 五月 七日 |

| | | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|---|----------------------------|
| 在宅介護支援センター せいがえん 在宅ケアセンターきらめいと川口レンタルサービス | 日高市森戸新田九九―二 川口市弥平二―二二―一〇 | 社会福祉法人 晃和会 株式会社日本医療事務センター | 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 小規模多機能型居宅介護 | 平成十九年 五月 九日 平成十九年 四月 一日 |
| コムスンのやわらぎ戸塚安行 | 川口市戸塚五―八―三 | 株式会社コムスン | | 平成十九年 一月 一日 |

埼玉県告示第五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

| 名 称 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | サービスの種類 |
|---|------------|--|--|--|
| 株式会社フルヤ所沢ケアサービス 三郷地域福祉事業所 すまいる | 所在地 所在地 | 所沢市御幸町六―二KFビル七階 三郷市早稲田四―二七―三二二 | 所沢市御幸町六―二KFビル五階 三郷市早稲田二―三〇―二グリーンエイト三郷 第二―一〇五号 | 訪問介護 訪問介護 福祉用具貸与 介護予防訪問介護 介護予防福祉用具貸与 通所介護 |
| でいほーむ・えびす | 名 称 所在地 | でいほーむ・ハクビ川口 川口市長蔵三―一―一 | でいほーむ・えびす 草加市原町一―一六―二 | 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 訪問看護 |
| 医療法人光仁会 居宅介護支援事業所ひまわり クローバー介護サービス 毛呂山事業所 | 所在地 所在地 | 春日部市上蛭田六六〇―一五 入間郡毛呂山町岩井一四五六―一 藤和マンション五 二〇二号 | 春日部市下蛭田二二五―一 春日部厚生クリニック内 入間郡毛呂山町毛呂本郷二二―一 | 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 訪問看護 |
| 株式会社コムスン 訪問看護ステーション草加 | 所在地 | 草加市住吉一―二三―三二 北ビルF 一〇二号 | 草加市住吉一―一一―三八 | 訪問看護 介護予防訪問看護 |
| あ い ケ ア プ ラ ン 加須市中央地域包括支援センター | 所在地 名 称 | 朝霞市根岸台七―一―八プラザ・ドゥ・ペイトンA―一〇二 加須市地域包括支援センター | 朝霞市根岸台七―三―八メゾン鈴木一〇二号 加須市中央地域包括支援センター | 居宅介護支援 介護予防支援 |

埼玉県告示第五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。
平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田清司

| | | | | |
|---------------------|-----|---------------------|-----------------------------------|--|
| セイジョー福祉用具レンタルセンター朝霞 | 名称 | セイジョー福祉用具レンタルセンター朝霞 | セイジョー福祉用具レンタルセンター 狭山市南入曾一〇一八―二 | 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 |
| | 所在地 | 朝霞市膝折町二―二二―四七 | | |

| | | | | |
|----------------|----|-------------|------------------|----------------------|
| 越谷誠和訪問看護ステーション | 名称 | 越谷市谷中町四―四―一 | 訪問看護 介護予防訪問看護 | 休止年月日 平成十九年 五月 一日 |
|----------------|----|-------------|------------------|----------------------|

埼玉県告示第五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田清司

| | | | | |
|---------------|----|------------------------|--------------------------|----------------------|
| 朝霞整形外科・外科 | 名称 | 朝霞市幸町二―七―四一 | 居宅療養管理指導 | 廃止年月日 平成十九年 四月 一日 |
| 小山 歯科クリニックス | | 朝霞市仲町一―一―三〇サンロード朝霞ビル三F | 介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 | 平成十九年 四月 三十日 |
| なかじま 歯科クリニックス | | 朝霞市三原五―一三―六インペリアル志木 | 介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 | 平成十九年 四月 一日 |
| アイリスケアセンター西川口 | | 川口市並木三―三〇―一七橋マンション一階 | 訪問介護 | 平成十二年十二月 十五日 |
| アイリスケアセンター 行田 | | 行田市中央二―一―五クリダイビル一F | 訪問介護 居宅介護支援 | 平成十三年 八月 一日 |

| | | | |
|-----------------------|--------------------------------|----------------------------|---------------|
| 株式会社コムスン 坂戸ケアセンター | 坂戸市日の出町二二〇一〇一ライオンズマンション坂戸駅前一〇一 | 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 | 平成十九年 五月三十一日 |
| 株式会社コムスン 上尾ケアセンター | 上尾市井戸木一四一三 加藤ハイツ二〇一 | 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 | 平成十九年 三月三十一日 |
| アイリスケアセンター 鴻巣 | 鴻巣市雷電一八二〇野沢ビル一階 | 訪問介護 | 平成十二年十二月 十五日 |
| アイリスケアセンター 志木 | 志木市本町六一七八登喜和ビルF | 訪問介護 | 平成十二年十二月 十五日 |
| アイリスケアセンター 上福岡 | ふじみ野市上福岡一五一一ハウス上福岡二F | 訪問介護 | 平成十二年十二月 十五日 |
| アイリスケアセンター 羽生 | 羽生市中央三二四七(株)エナックス本社ビル二階 | 訪問介護 | 平成十二年十二月 十五日 |
| アイリスケアセンター 本庄 | 本庄市駅南一〇一五駅南五五ビル一階 | 訪問介護 | 平成十二年十二月 三十一日 |
| アイリスケアセンター 日高 | 日高市高萩五八九一 ルミナスビル二F | 訪問介護 | 平成十五年 一月三十一日 |
| アイリスケアセンター 蓮田 | 蓮田市蓮田五六六王ビルPARTⅡ二〇二 | 訪問介護 | 平成十二年十一月 十五日 |
| ニチイケアセンター 吉川 | 吉川市保一三七吉川医療ビル一階 | 居宅介護支援 | 平成十九年 五月三十一日 |
| アイリスケアセンター 桶川 | 桶川市若宮一三一建シエトワー 一F | 訪問介護 | 平成十九年 四月 三十日 |
| プラ イ ム 薬局 | 川口市戸塚東一七一九 | 居宅介護支援 介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年 四月 三十日 |
| 株式会社コムスン 草加南ケアセンター | 草加市谷塚町一三六三一リレント谷塚二一C号 | 訪問介護 | 平成十九年 四月 三十日 |
| 株式会社コムスン 新座南ケアセンター | 新座市新堀二一六一九渡辺ビル二F | 居宅介護支援 介護予防訪問介護 | 平成十九年 五月三十一日 |
| 株式会社コムスン 春日部藤ヶ丘ケアセンター | 春日部市本町二二三四 島村住居付貸店舗A棟(一・二階) | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成十九年 五月三十一日 |
| 株式会社コムスン 蓮田ケアセンター | 蓮田市東六一四小和板ビル二階B号室 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成十九年 四月 三十日 |
| 株式会社コムスン 和光ケアセンター | 和光市中央二一三一八田中ビル二階 | 訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 | 平成十九年 五月三十一日 |
| 株式会社コムスン 東鷲宮ケアセンター | 北葛飾郡鷲宮町西大輪一六二一清水ビル一階 | 訪問介護 | 平成十九年 五月三十一日 |

| | | | |
|----------------------|---------------------------|--|--------------|
| ニチイケアセンター福祉用具熊谷 | 熊谷市筑波二一四八―一大栄日生熊谷ビル一F | 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 | 平成十九年 四月 三十日 |
| 株式会社コムスン 富士見中央ケアセンター | 富士見市鶴瀬西二一三二―三八 | 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 訪問介護 | 平成十九年 五月三十一日 |
| 株式会社コムスン 狭山ヶ丘ケアセンター | 所沢市東狭山ヶ丘一―六四四―八八澤田貸事務所 一F | 介護予防訪問介護 | 平成十九年 四月 三十日 |
| アイリスケアセンター 東川口 | 川口市戸塚二一七―一サニールズ一〇一 | 介護予防訪問介護 | 平成十八年 三月三十一日 |
| 株式会社コムスン 北本ケアセンター | 北本市中央一―八〇岩下ビル二〇一号 | 訪問介護 | 平成十九年 五月三十一日 |
| 株式会社コムスン せんげん台ケアセンター | 越谷市千間台西一―八―七I Kビル二〇二号 | 介護予防訪問介護 | 平成十九年 四月 三十日 |
| 株式会社コムスン 深谷ケアセンター | 深谷市萱場二二五―一 根岸ビル一F | 訪問介護 | 平成十九年 五月三十一日 |
| 株式会社コムスン 春日部豊春ケアセンター | 春日部市上蛭田六三〇―一 関根マンション一〇二号 | 介護予防訪問介護 | 平成十九年 三月三十一日 |
| 株式会社コムスン 草加西ケアセンター | 草加市草加二一〇―一六 小川ハイツ店舗一F | 訪問介護 | 平成十九年 四月 三十日 |
| アイリスケアセンター 和光 | 和光市南一―二九―四〇 | 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 訪問介護 | 平成十九年 三月三十一日 |
| 株式会社コムスン 東越谷ケアセンター | 越谷市東越谷九―一四三 ハイックリフサイド一〇二号 | 介護予防訪問介護 | 平成十九年 三月三十一日 |
| どんぐりこども診療所 | 本庄市緑二―二二―一〇 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年 四月 三十日 |

埼玉県告示第五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ北本店

北本市本宿五丁目百七十二番地一

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

騒音・振動等の対策について

建築工事に関する騒音対策等の対策

店舗の建設工事にあたっては、工事期間、工事内容及び工事車両の経路等の工事計画について、事前に近隣関係者に説明するとともに、徹底した騒音・振動の削減に努めること。

搬出入車両等による騒音等の対策

早朝及び深夜時における搬出入車両等による騒音・振動については、周辺住民の生活環境に多大なる影響があるため、荷捌き作業(アイドリング、フオークリフト等の騒音)や廃棄物収集作業等に伴う騒音・振動及び営業騒音(アナウンス等の営業活動)について、近隣住居等に影響を与えないよう配慮し、関係従業員の騒音防止意識の徹底、騒音・振動の削減に努めること。

また、アイドリングストップの看板を設置すること。特に夜間については、駐車場の一部を閉鎖し、住宅地側の駐車場に駐車できないようにする等の対策をとること。

低周波騒音の対策

空調及び冷蔵・冷凍庫等の室外機による低周波騒音については、現行では基準値等の規制はないが、低周波音による周辺住民へのさまざまな心身等への影響を考慮し、自発的な対応を図ること。

埼玉県生活環境保全条例の規定を遵守すること。

新規開店であるので、店舗オープン後も周辺生活環境の保持に十分配慮し、公害苦情があった場合はすみやかに誠意をもった対応をお願いしたい。

看板照明(ネオン)及び駐車場の照明の位置、明るさを考慮し、周辺住民に迷惑がかからないよう配慮すること。

廃棄物処理対策について

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等関係法令に基づき、適正に処理すること。

リサイクルボックスの設置及びその処理、ノーレジ袋、マイバック運動を推進して、リサイクルの推進とごみの減量に努めること。

店舗周辺の清掃を徹底すること。

青少年の非行防止について

青少年の店内における万引き等を防止するため、整然とした商品陳列及び防犯カメラの設置及び警備員の巡回を徹底すること。

夜間、店舗内、駐車場及び店舗周辺が青少年の「たまり場」になり、喫煙、騒音、暴走行等の問題が生じないように、警備員の巡回を徹底すると共に、鴻巣警察署の指導を仰ぎ、青少年非行防止及び周辺住民の迷惑にならないよう配慮すること。

青少年の健全育成に害のある成人向け商品を、児童生徒の目につく場所に置かないこと。

通学路の安全確保について

店舗西側、南側の通りは、市内小中学校の通学路に指定されている。駐車場の入口に誘導員を配置し、登下校時の安全確保について万全を期すこと。

店舗南側の駐車場に設置されている防音壁は、登下校時の東中学校生徒にとって、前方の視界を妨げるものである。撤去が不可能なのであれば、交通指導員を配置し、登下校時の安全確保について万全を期すこと。

荷さばきに関して、児童生徒の登下校の時間帯(七時三〇分から八時、十四時から十六時三〇分)を避けること。

交通安全対策について

西側交差点が防音壁の設置により見通しが悪くなっている。視界を確保し、事故の発生を防止するため、防音壁の高さを下げるか、道路反射鏡を設置(交差点西側角及び南側角)し、交通の安全対策に留意すること。

誘導員を配置する等駐車場の出入口の安全を図ること。

利用客の帰り道は、住宅街ではなく、国道十七号線へ誘導すること。
地域商工業の振興について

「北本市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」を遵守すること。

周辺商店等との連携、協調を図るため、商工会に加盟すること。
就労対策について

市民の生活基盤の安定を図るため、地元雇用を促進すること。

二 縦覧期間

平成十九年六月二十九日から平成十九年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カンセキわし宮店

北葛飾郡鷲宮町鷲宮三丁目二十六番地六号 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社カンセキ 代表取締役 服部吉雄

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

(変更後)

株式会社カンセキ 代表取締役 長谷川静夫

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成十九年五月二日
届出年月日

平成十九年六月十五日

二 縦覧期間

平成十九年六月二十九日から平成十九年十月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月二十九日から平成十九年十月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ吹上店

鴻巣市袋九十番地の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

ユニー株式会社 代表取締役社長 佐々木孝治
 愛知県稲沢市天池五反田町一番地
 (変更後)

ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路
 愛知県稲沢市天池五反田町一番地

ハ 変更年月日

平成十九年二月二十一日

二 届出年月日

平成十九年六月十四日

二 縦覧期間

平成十九年六月二十九日から平成十九年十月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月二十九日から平成十九年十月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

一 届出の概要等

埼玉県知事 上田清司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム狭山日高インター飯能店
 飯能市大字芦荻場四百三十九の一番地外
 変更の概要

大規模小売店舗の名称
 (変更前) ビバホーム飯能店
 (変更後) スーパービバホーム狭山日高インター飯能店

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十日

ハ 届出年月日

平成十九年六月八日

二 縦覧期間

平成十九年六月二十九日から平成十九年十月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年六月二十九日から平成十九年十月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

秩父市小柱字東平三六九の三、三七

一の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

平成十九年六月二十九日

道路用地とするため

埼玉県告示第五十九号

測量計画機関の長である栗橋・大利根土地区画整理一部事務組合管理者齊藤和夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業期間

平成十九年六月二十五日から平成二十年二月二十七日まで

三 作業地域

大利根町大字旗井・大字北下新井地内

埼玉県告示第六十号

測量計画機関の長である神川町長田村啓から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(航空写真撮影)

二 作業期間

平成十九年六月五日から平成十九年十月十日まで

三 作業地域

神川町南部(旧神泉村全域)

埼玉県告示第六十一号

測量計画機関の長である志木市長長沼明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(都市計画基本図修正)

二 作業期間

平成十九年五月十五日から平成十九年十一月三十日まで

三 作業地域

志木市全域

埼玉県告示第六十二号

測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二

十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)

二 作業期間

平成十九年六月二十日から平成二十年二月二十九日まで

三 作業地域

蓮田市馬込

埼玉県告示第六十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成十九年六月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

埼玉県告示第六十三号
昭和三十七年埼玉県告示第十三号(埼玉県測量業者登録簿閲覧所の場所)の一部を次のように改正する。
平成十九年六月二十九日
埼玉県知事 上田清司
〔浦和市高砂三丁目十五番一号〕を「さいたま市浦和高砂三丁目十五番一号」に、「埼玉県土木部用地課」を「埼玉県県土整備部用地課」に改める。

| 商号又は名称 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|-------------|-----------------------|--------|--------------------|
| 株式会社ティップハウス | 越谷市南越谷一丁目二十六番十二号 | 中林 大 | 埼玉県知事許可(般一六)第五九三九一 |
| 有限会社北林建設 | 入間郡三芳町大字上富千五百五十二番地五十一 | 北林 準一 | 埼玉県知事許可(般一四)第五七六三〇 |

三 処分の内容
 法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し
 処分の原因となった事実

平成十九年埼玉県告示第八百二十九号により営業所の所在地が確知できなくなった旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

埼玉県告示第十六十五号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年五月二十一日

指令行整第一八〇七三二一号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十一日第二十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字道地字上内出一六一六一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鴻巣市本町三丁目三番一四号

有限会社 武蔵野不動産

代表取締役 坂本 隆志

埼玉県告示第十六十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館業務システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限

平成20年2月29日(金)まで

(4) 履行場所
 埼玉県立浦和図書館システム管理担当が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 公告の日前5年間に、地方公共団体が運営する公立図書館において、資料数50万点以上を管理する図書館業務システムを開発した実績を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和図書館システム管理担当 柴崎 敏幸、福田 道弘 電話048-829-2821

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

下記(3)の入札説明会又は下記(3)イの日時以後平成19年7月26日(木)午後5時まで上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和図書館1階鑑賞室

イ 日時

イ 日時

平成19年7月6日(金) 午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和図書館1階鑑

賞室

イ 日時

平成19年8月9日(木) 午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和

図書館システム管理担当

イ 受領期限

平成19年8月8日(水) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規

則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合

は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する

場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を

平成19年7月26日(木) 午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を

得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説

明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ

ばならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する。(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上当該入札

を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定

の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付し

て、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required : Software development of public library system

Development includes the network design, data shifting from the present library

system, and staff training.

(2) Time-limit for tender : 10 : 00 a.m., August 9, 2007 .(tender submitted by mail
5 : 00 p.m., August 8, 2007)

(3) Contact point for notice : Saitama Prefectural Urawa Library, Takasago 3-1-22,
Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063, Telephone 048-829-2821

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま鴻巣線

三 道路の区域

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル) 長 | 備 考 |
|-----|---------------------------------|---|------------------------------|---------------|-----------------------|
| 新 | 北本市荒井三丁目二七八番地先から同市荒井三丁目四六三番地先まで | | 八・三〇〇〜一八・八〇〇 八・八〇〇〜一八・八〇〇 | 四〇六・四〇 | 地方道路交付金(交通安全)整備事業による。 |

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年六月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本一夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越入間線

三 道路の区域

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル) 長 | 備 考 |
|-----|---------------|---|-----------------|---------------|---|
| 旧A | 川越市大字今福(元松郷分) | 字武蔵野一四五八番一地先から同市大字今福(元松郷分)字武蔵野一四四七番地先まで | 六・五〇〇〜八・〇〇〇 | 一〇〇〇・五七 | 地方特定道路(改築)整備工事による砂久保橋架換の為の仮橋設置である。A及びBは関係図面に表示する敷地の区分である。 |
| 新A | 川越市大字今福(元松郷分) | 字武蔵野一四四七番地先から同市大字今福(元松郷分)字武蔵野一四四七番地先まで | 六・五〇〇〜二七・四四 | | |
| 新B | 川越市大字今福(元松郷分) | 字武蔵野一四四七番八地先から同市大字今福(元松郷分)字武蔵野一四四七番地先まで | 三・七八〇〜三三・六〇〇 | 一六三・六一 | |

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月二十九日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

| | | | | | |
|-----|--|---------|-----------------|----|------------------|
| 路線名 | 川越市大字今福(元松郷分)字武蔵野一四五八番一地从先から同市大字今福(元松郷分)字武蔵野一四四七番地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) | 供用開始の期日 | 平成十九年六月二十九日午後二時 | 備考 | 延長 一八九・三二メートル |
|-----|--|---------|-----------------|----|------------------|

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年五月九日

第一八〇一九〇一号

二 検査済証番号

平成十九年六月二二日

第一九〇〇四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字志賀字松原六五六

一五、六五六―八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字志賀一七九三―一

八木原 進

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年六月二十九日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 道路の種類 県道

二 路線名 岩殿観音南戸守線

三 道路の区域

| | | | | | |
|----------|---------------------------------------|---|-----------------|--------------|---------------------------------------|
| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 新A 旧A | 東松山市大字高坂字反町九十三番地先から同市大字高坂字反町一〇九番一地先まで | | 十一・〇〇 | 二〇〇・〇〇 | 土地区画整理事業 本件は雨水管理設工事等のための代替路の設置である。 |
| 新B | | | 十一・二〇 | 二〇九・〇〇 | |

埼玉県選管告示第七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があった。
(平成19年5月1日~5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-------------------|--------|----------|-------------------------|-------------|
| 上尾の活性化を考える会 | 池野耕司 | 池野幸子 | 上尾市浅間台四一七一五 | 平成十九年五月十八日 |
| 岩槻から国会議員を創る会 | 清水義夫 | 小林台受 | さいたま市岩槻区本町一一一一〇 | 平成十九年五月十六日 |
| 上原幸雄後援会 | 渡辺茂 | 上原迪子 | 北葛飾郡杉戸町杉戸二一一二二二 | 平成十九年五月二日 |
| 大塩和夫後援会 | 橋本鉄也 | 西倉栄一 | 桶川市下日出谷一四七六一八 | 平成十九年五月二十八日 |
| おおしま公一後援会 | 大嶋公一 | 大嶋攻 | 蕨市中央三一一三三クレールいぶき一〇二 | 平成十九年五月七日 |
| 片野ひろたかサポーターズクラブ | 山根隆治 | 片野千春 | 川越市霞ヶ関東一一六一一八紫野ハイツ一〇八 | 平成十九年五月十六日 |
| 川越政経フォーラム | 片野広隆 | 片野千春 | 川越市霞ヶ関東一一六一一八紫野ハイツ一〇八 | 平成十九年五月十六日 |
| 北田きよし後援会 | 鈴木邦彦 | 小山邦彦 | 狭山市上奥富二二〇三 | 平成十九年五月二十八日 |
| 黒須きよし後援会 | 渡辺喜代志 | 黒須勇 | 上尾市瓦葺五四四 | 平成十九年五月十四日 |
| 小林一雄後援会 | 岡野武浩 | 山岸由喜雄 | 小川町青山八三六一一 | 平成十九年五月十六日 |
| 小松とよ吉後援会連合会 | 小松豊吉 | 友野邦時 | さいたま市浦和区岸町四二五一一五小松ビル二〇二 | 平成十九年五月一日 |
| 埼玉県商工政治連盟三郷支部 | 石出利勝 | 斎藤善太郎 | 三郷市鷹野五二二六七一一 | 平成十九年五月二十九日 |
| 埼玉のみちづくりを促進する会 | 栗原忠稔 | 小林卓爾 | 東松山市元宿二二二一四 | 平成十九年五月十八日 |
| 狭山を変ええる会 | 高部忠雄 | 森岡幸生 | 狭山市堀兼二三七〇一二七 | 平成十九年五月三十日 |
| しぶや実後援会 | 内海敏雄 | 山崎正治 | 川越市古谷上五六六四一二 | 平成十九年五月七日 |
| 市民団体藤和会 | 藤代豊 | 藤代豊 | さいたま市緑区三室二〇二 | 平成十九年五月十七日 |
| 高野ひろしを応援する会 | 安田定明 | 波澄哲夫 | 朝霞市幸町一一四一一〇 | 平成十九年五月九日 |
| 高橋勅幸後援会 | 辻島勝 | 山田秋蔵 | 朝霞市宮戸四一一二五 | 平成十九年五月十四日 |
| 田島きみ子と越生町政に参加する会 | 田島公子 | 金井貞子 | 入間郡越生町越生七七七一 | 平成十九年五月十五日 |
| 地方政治経済研究グループ「一心会」 | 後藤久雄 | 広嶋孝文 | 坂戸市南町二六一七 | 平成十九年五月十八日 |
| 翼の会 | 佐藤洋 | 佐藤京子 | 桶川市西二六一一〇 | 平成十九年五月二十五日 |
| 早野清後援会 | 早野清 | 早野竹雄 | 本庄市児玉町八幡山三三三 | 平成十九年五月十日 |
| 平松だいすけを育てる会 | 平松大佑 | 平松正夫 | 新座市東北二一一三森川ハイム二〇一 | 平成十九年五月二日 |
| 福祉と教育を支援する会 | 二瓶雅雄 | 安波猛 | 蕨市中央七一一一九 | 平成十九年五月十日 |

平成十九年六月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

ふなもと 祐志 後援会 内田 博光 船本 尋義 朝霞市根岸台三二二一三六 平成十九年 五月 一日
 まつざわ 悦子と暮らしと平和を守る会 松澤 悦子 合谷 憲治 さいたま市浦和区高砂三三七一五埼玉社会文化会館内 平成十九年 五月 二日
 三村 くにお 後援会 三村 正子 三村 正子 新座市池田四一一二四 平成十九年 五月 二十八日
 吉田 豊子 後援会 島村 邦夫 吉田 博紀 比企郡川島町中山一七七一 平成十九年 五月 八日

埼玉県選挙管告示第七十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
 次の政治団体から異動の届出があった。

(平成19年5月1日)5月31日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党大利根支部

代 表 者

秋山 清

石井 敏夫

平成十九年 五月 二十一日 右

自由民主党上里支部

主たる事務所の所在地

北埼玉郡大利根町北大桑四三九

北埼玉郡大利根町北大桑六一一四

平成十九年 五月 十日 右

自由民主党羽生支部

代 表 者

児玉郡上里町勅使河原五三七一一

児玉郡上里町七本木二二五一一五

平成十九年 五月 十八日 右

民主党埼玉第4区総支部

主たる事務所の所在地

羽生市南七一一八一〇

羽生市上新郷五九六一一一

平成十九年 五月 二十八日 右

民主党埼玉第4区総支部

主たる事務所の所在地

新座市東北二二三一九

朝霞市三原一六一一

平成十九年 五月 二十八日 右

(二) その他の政治団体

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

朝霞地区歯科医師連盟

代 表 者

大崎 良忠

関 磯次

平成十九年 五月 十八日 右

新井えつじ埼玉県歯科医師後援会

代 表 者

朝霞市西弁財二四一五

新座市新座三三一一四一一〇二

平成十九年 五月 十五日 右

あんしん・あんぜん新しい蔵を拓く会

代 表 者

あんしん・あんぜん新しい蔵を拓く会

安心・安全・新しい蔵を拓く会

平成十九年 五月 十七日 右

石井みどり埼玉県後援会

代 表 者

鴨田 博司

蓮見 健壽

平成十九年 五月 十五日 右

入間郡市歯科医師連盟

代 表 者

荒井 利夫

島田 宗範

平成十九年 五月 二十四日 右

岡しげお後援会・南埼玉をよくする会

代 表 者

岡しげお後援会・南埼玉をよくする会

南埼玉新風の会

平成十九年 五月 二十九日 右

片山鎌太郎埼玉の未来をきり拓く会

主たる事務所の所在地

南埼玉郡白岡町下大崎一五一四一三

南埼玉郡白岡町小久喜六七三一一

平成十九年 五月 二十一日 右

川口中央政経研究会

主たる事務所の所在地

さいたま市北区宮原町三六〇二二一〇二

さいたま市中央区下落合一〇八八一三

平成十九年 五月 十八日 右

平成十九年六月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

| | | | | | |
|------------------|------------|-------------------|-------|----|------|
| くまがい裕人と歩む会 | 主たる事務所の所在地 | さいたま市大宮区高鼻町二一六九一〇 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 越谷市歯科医師連盟 | 会計責任者 | 平井丈司 | 平成十九年 | 五月 | 二十四日 |
| 小松とよ吉後援会 | 会計責任者 | 友野邦時 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| さいたま教育先進都市フォーラム | 主たる事務所の所在地 | さいたま市大宮区高鼻町二一六九一〇 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 埼玉県建設政治連盟 | 代表者 | 真下恵司 | 平成十九年 | 五月 | 十八日 |
| 埼玉県ビルメンテナンス政治連盟 | 代表者 | 須永光世 | 同 | 五月 | 十八日 |
| 市民団体藤和会 | 代表者 | 松岡 晋 | 平成十九年 | 五月 | 二十九日 |
| 関口まさかず埼玉県歯科医師後援会 | 代表者 | 田口幸隆 | 同 | 五月 | 二十九日 |
| 高橋信次後援会 | 代表者 | 藤代 豊 | 平成十九年 | 五月 | 一日 |
| 中原爽埼玉県後援会 | 代表者 | 井本邦彦 | 平成十九年 | 五月 | 十五日 |
| 星野洋子後援会 | 主たる事務所の所在地 | 坂戸市関間二一九一七 | 平成十九年 | 五月 | 十五日 |
| 山口まさし後援会 | 主たる事務所の所在地 | 川口市川口五二二一茂呂様方 | 平成十九年 | 五月 | 十五日 |
| 『夢は力』うめざわ佳一後援会 | 代表者 | 入間郡三芳町みよし台三二一E八〇五 | 平成十九年 | 五月 | 十日 |
| 蕨戸田歯科医師連盟 | 代表者 | 並木欣次 | 平成十九年 | 五月 | 七日 |
| | 主たる事務所の所在地 | 北葛飾郡栗橋町中央二一九一五 | 平成十九年 | 五月 | 十八日 |
| | 代表者 | 野村 俊春 | 同 | 五月 | 十八日 |
| | 代表者 | 福島 敏夫 | 平成十九年 | 五月 | 十五日 |
| | 代表者 | 金子直司 | 同 | 五月 | 十五日 |
| | 代表者 | 今福健二 | 平成十九年 | 五月 | 十五日 |
| | 代表者 | 守岩幹夫 | 同 | 五月 | 十五日 |
| | 主たる事務所の所在地 | 戸田市上戸田三二三四 | 同 | 五月 | 十五日 |

埼玉県選管告示第七十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、

別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した

旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

別記一(平成19年5月1日)〜5月31日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体の名称

秋本伸夫後援会

新井久弘後援会

石渡勲(石友会)後援会

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表す

平成十九年六月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

解散年月日

平成十九年 四月 二十日

平成十九年 五月 二十八日

平成十九年 四月 三十日

届出年月日

平成十九年 五月 一日

平成十九年 五月 二十八日

平成十九年 五月 二日

石 渡 勲 後 援 会
 江 田 と し お 後 援 会
 加 茂 あ つ 子 後 援 会
 木 村 重 正 後 援 会
 県政と深谷の未来をひらくはなぶさ会
 石 政
 て ら さ わ せ い し 後 援 会
 平 沢 み ち お 後 援 会
 深 沢 勝 子 後 援 会
 峯 順 三 後 援 会
 無 所 属 ・ い き い き 埼 玉 の 会
 明 芳 会
 別記二(平成19年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)
 その他の政治団体

政治団体の名称

上 原 幸 雄 後 援 会
 えんどうたいじ後援会未来担う子・孫・虹の橋育くむ会
 片 野 ひ ろ た か 後 援 会
 川 越 政 経 フ オ ー ラ ム
 黒 須 き よ し 後 援 会
 小 松 と よ 吉 後 援 会
 し ぶ や 実 後 援 会
 市 民 団 体 藤 和 会
 早 野 き よ し 後 援 会
 平 松 だ い す け を 育 て る 会
 三 村 く に お 後 援 会
 吉 田 豊 子 後 援 会

別記三

政治団体の名称

秋本伸夫後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類

報告年月日

| 解散年月日 | 届出年月日 |
|---------------|---------------|
| 平成十九年 四月 三十日 | 平成十九年 五月 二日 |
| 平成十九年 五月 二十五日 | 平成十九年 五月 二十五日 |
| 平成十九年 五月 十七日 | 平成十九年 五月 十七日 |
| 平成十九年 五月 三十一日 | 平成十九年 五月 三十一日 |
| 平成十九年 四月 二十五日 | 平成十九年 五月 一日 |
| 平成十九年 四月 三十日 | 平成十九年 五月 二日 |
| 平成十九年 五月 二十日 | 平成十九年 五月 二十一日 |
| 平成十九年 五月 二十二日 | 平成十九年 五月 二十四日 |
| 平成十九年 四月 三十日 | 平成十九年 五月 十五日 |
| 平成十九年 四月 二十九日 | 平成十九年 五月 九日 |
| 平成十九年 五月 二十四日 | 平成十九年 五月 二十四日 |
| 平成十九年 四月 三十日 | 平成十九年 五月 十五日 |
| 平成十九年 五月 二日 | 平成十九年 五月 八日 |

1 収入・支出の総額

| (1) 収入総額 | 前年繰越額 | 本年収入額 |
|------------|-------|------------|
| 4,500,000円 | 0円 | 4,500,000円 |

| | | | |
|--------------------|------------|------------|-------------|
| (2) 支出総額 | 742,350円 | 合計 | 390,075円 |
| 2 収入・支出の内訳 | | 政治団体の名称 | 新井久弘後援会 |
| (1) 収入の内訳 | | 報告年月日 | 平成19年5月28日 |
| ア 寄附 | | (平成18年分) | |
| (イ) 寄附 | | 1 収入・支出の総額 | |
| a 個人からの寄附 | 4,500,000円 | (1) 収入総額 | 0円 |
| 合計 | 4,500,000円 | (2) 支出総額 | 0円 |
| 〔寄附の内訳〕 | | (平成19年分) | |
| ア 個人からの寄附 | | 1 収入・支出の総額 | |
| (寄附者の氏名) | (金額) | (住所) | |
| 福田 栄一郎 | 1,500,000円 | さいたま市 | 0円 |
| 秋本 純子 | 1,000,000円 | さいたま市 | 0円 |
| 秋本 伸夫 | 2,000,000円 | さいたま市 | 0円 |
| (2) 支出の内訳 | | 政治団体の名称 | 石渡勲(石友会)後援会 |
| ア 政治活動費 | | 報告年月日 | 平成19年5月2日 |
| (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | | (平成18年分) | |
| a 宣伝事業費 | 742,350円 | 1 収入・支出の総額 | 152,000円 |
| 合計 | 742,350円 | (1) 収入総額 | 152,000円 |
| (平成19年分) | | ア 前年繰越額 | 0円 |
| 1 収入・支出の総額 | | イ 本年収入額 | 0円 |
| (1) 収入総額 | 3,758,072円 | (2) 支出総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額 | 3,757,650 | (平成19年分) | |
| イ 本年収入額 | 422円 | 1 収入・支出の総額 | |
| (2) 支出総額 | 390,075円 | (1) 収入総額 | 152,000円 |
| 2 収入・支出の内訳 | | ア 前年繰越額 | 152,000円 |
| (1) 収入の内訳 | | イ 本年収入額 | 0円 |
| ア その他の収入 | 422円 | (2) 支出総額 | 152,000円 |
| 合計 | 422円 | 2 収入・支出の内訳 | |
| (2) 支出の内訳 | | (1) 支出の内訳 | |
| ア 政治活動費 | | ア 経常経費 | |
| (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | | (イ) 人件費 | 90,000円 |
| a 宣伝事業費 | 390,075円 | イ 政治活動費 | |

| | |
|------------|----------|
| (ワ) 組織活動費 | 32,000円 |
| (ク) 選挙関係費 | 10,000円 |
| (コ) その他の経費 | 20,000円 |
| 合計 | 152,000円 |

政治団体の名称 石渡勲後援会

報告年月日 平成19年5月2日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,471,927円

ア 前年繰越額 271,927円

イ 本年収入額 1,200,000円

(2) 支出総額 1,232,300円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ウ) 寄附

a 個人からの寄附

b 政治団体からの寄附

合計 1,200,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所) 200,000円 (住 所) 大里郡寄居町

石 渡 慎 子 200,000円 (住 所) 大里郡寄居町

イ 政治団体からの寄附

(団体の名称) (金額) (住所) 石政会 (金 額) 1,000,000円 (住 所) 大里郡寄居町

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ウ) 人件費 720,000円

(ク) 光熱水費 30,000円

(コ) 備品・消耗品費 62,000円

| | |
|--------------------|------------|
| (カ) 事務所費 | 10,000円 |
| イ 政治活動費 | 190,300円 |
| (ウ) 組織活動費 | 50,000円 |
| (ク) 選挙関係費 | 60,000円 |
| (コ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 85,000円 |
| ア 宣伝事業費 | 25,000円 |
| イ 調査研究費 | 1,232,300円 |
| (ウ) その他の経費 | |
| 合計 | |

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 409,627円

ア 前年繰越額 239,627円

イ 本年収入額 170,000円

(2) 支出総額 409,627円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ウ) 寄附

a 個人からの寄附 170,000円

合計 170,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所) 170,000円 (住 所) 大里郡寄居町

石 渡 慎 子 170,000円 (住 所) 大里郡寄居町

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 210,000円

(ウ) 人件費 8,000円

(ク) 光熱水費 12,000円

(コ) 備品・消耗品費 81,000円

イ 政治活動費

(ウ) 組織活動費

政治団体の名称 県政と深谷の未来をひらくはなぶさ会
 報告年月日 平成19年5月1日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 石政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 石 渡 勲

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成19年5月2日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

イ 寄 附

ア 個人からの寄附

イ 政治団体からの寄附

合 計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

石 渡 勲

イ 政治団体からの寄附

(団体の名称) 自由民主党埼玉県支部連合会

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 人件費

ロ 光熱水費

ハ 備品・消耗品費

ニ 事務所費

イ 政治活動費

ロ 組織活動費

ハ 選挙関係費

ニ 機関紙誌の発行その他の事業費

イ 宣伝事業費

ロ 調査研究費

ハ 寄附・交付金

ニ その他の経費

合 計

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

イ 寄 附

ア 個人からの寄附

合 計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(金額) (住所)

500,000円 さいたま市

1,200,000円

70,000円

50,000円

50,000円

290,800円

150,000円

120,000円

322,160円

1,000,000円

64,000円

3,316,960円

432,844円

352,844円

80,000円

432,844円

80,000円

80,000円

80,000円

80,000円

80,000円

80,000円

80,000円

80,000円

80,000円

80,000円

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

石 渡 勲 80,000円 大里郡寄居町

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 政治活動費

ロ 組織活動費

ハ 選挙関係費

ニ その他の経費

合 計

300,000円

2,000円

8,000円

60,000円

50,000円

12,844円

432,844円

政治団体の名称 てらさわせいし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 寺 澤 清 司

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成19年5月21日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,293,439円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 1,293,439円

(2) 支出総額 1,293,439円

1 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

イ 個人からの寄附

ロ 個人からの寄附

ハ 個人からの寄附

ニ 個人からの寄附

ヘ 個人からの寄附

合 計 1,293,439円

1,293,439円

(寄附の内訳)

ア 個人からの寄附 (金額) (住所)

寺 澤 清 司 1,293,439円 さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 政治活動費

ロ 組織活動費

ハ 選挙関係費

ニ その他の経費

合 計

5,884円

40,128円

1,062円

1,246,365円

1,293,439円

政治団体の名称 平沢みちお後援会

報告年月日 平成19年5月24日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 691,936円

ア 前年繰越額 691,936円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 691,936円

ア 前年繰越額 691,936円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成18年分)

政治団体の名称 深沢勝子後援会

報告年月日 平成19年5月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成19年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入 総額 0円
 (2) 支出 総額 0円

政治団体の名称 聖順三後援会
 報告年月日 平成19年5月9日
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入 総額 0円
 (2) 支出 総額 0円
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入 総額 0円
 (2) 支出 総額 0円

政治団体の名称 無所属・いきいき埼玉の会
 報告年月日 平成19年5月24日
 (平成19年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入 総額 1,506,275円
 ア 前年繰越額 0円
 イ 本年収入額 1,506,275円
 (2) 支出 総額 1,506,275円

2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 ア 寄附 附
 (イ) 寄附 附
 a 個人からの寄附

合計 1,506,275円
 〔寄附の内訳〕
 1,506,275円

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)
 佐久間 実 1,086,275円 春日部市
 永沼 正人 420,000円 羽生市

(2) 支出の内訳
 ア 経常経費
 (イ) 光熱水費 8,889円
 (ロ) 備品・消耗品費 125,000円
 (ハ) 事務所費 189,242円
 イ 政治活動費
 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 626,000円
 a 機関紙誌の発行事業費 557,144円
 b 宣伝事業費 626,000円

合計 1,506,275円

政治団体の名称 明芳会
 報告年月日 平成19年5月15日
 (平成18年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入 総額 143,786円
 ア 前年繰越額 31,876円
 イ 本年収入額 112,000円
 (2) 支出 総額 133,420円

2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 ア 個人の負担する党費又は会費 112,000円
 合計 112,000円

(2) 支出の内訳
 ア 政治活動費 133,420円
 合計 133,420円

1 収入・支出の総額 10,366円
 (1) 収入 総額

ア 前年繰越額
イ 本年収入額
(2) 支出総額

10,366円

0円

0円

政治団体の名称 上原幸雄後援会

報告年月日 平成19年5月2日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 えんどうたいじ後援会未来担う子・孫・虹の橋育む会

報告年月日 平成19年5月24日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附

10,366円

0円

0円

合計
〔寄附の内訳〕
ア 個人からの寄附
(寄附者の氏名)
その他の寄附
(2) 支出の内訳
ア 政治活動費
(ア) 組織活動費

(金額)

16,330円

(住所)

16,330円

17,320円

17,320円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 片野ひろたか後援会

報告年月日 平成19年5月16日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附
b 政治団体からの寄附

212,733円

164,733円

48,000円

178,900円

178,900円

178,900円

178,900円

178,900円

178,900円

178,900円

| | | | | |
|-------------------|------------|---------|--|--|
| 合計 | | 48,000円 | | |
| 〔寄附の内訳〕 | | | | |
| ア 個人からの寄附 | (金額) (住所) | | | |
| (寄附者の氏名) | | | | |
| その他の寄附 | 13,000円 | | | |
| イ 政治団体からの寄附 | (金額) (住所) | | | |
| (団体の名称) | | | | |
| その他の寄附 | 35,000円 | | | |
| (2) 支出の内訳 | | | | |
| ア 経常経費 | | | | |
| (イ) 備品・消耗品費 | 39,260円 | | | |
| イ 政治活動費 | | | | |
| (イ) 組織活動費 | 113,640円 | | | |
| (イ) 調査研究費 | 26,000円 | | | |
| イ 本年収入額 | 178,900円 | | | |
| (2) 支出総額 | | | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | | |
| (1) 収入総額 | 91,833円 | | | |
| ア 前年繰越額 | 33,833円 | | | |
| イ 本年収入額 | 58,000円 | | | |
| (2) 支出総額 | 79,520円 | | | |
| 2 収入・支出の内訳 | | | | |
| (1) 収入の内訳 | | | | |
| ア 寄附 | | | | |
| (イ) 寄附 | | | | |
| a 個人からの寄附 | 43,000円 | | | |
| b 政治団体からの寄附 | 15,000円 | | | |
| 合計 | 58,000円 | | | |
| 〔寄附の内訳〕 | | | | |
| ア 個人からの寄附 | (金額) (住所) | | | |
| (寄附者の氏名) | | | | |
| その他の寄附 | 43,000円 | | | |
| イ 政治団体からの寄附 | (金額) (住所) | | | |
| (団体の名称) | | | | |
| その他の寄附 | 15,000円 | | | |
| (2) 支出の内訳 | | | | |
| ア 経常経費 | | | | |
| (イ) 備品・消耗品費 | 19,312円 | | | |
| イ 政治活動費 | | | | |
| (イ) 組織活動費 | 41,052円 | | | |
| (イ) 調査研究費 | 19,156円 | | | |
| イ 本年収入額 | 79,520円 | | | |
| (2) 支出総額 | | | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | | |
| (1) 収入総額 | 12,313円 | | | |
| ア 前年繰越額 | 12,313円 | | | |
| イ 本年収入額 | 0円 | | | |
| (2) 支出総額 | 12,313円 | | | |
| 2 収入・支出の内訳 | | | | |
| (1) 支出の内訳 | | | | |
| ア 経常経費 | | | | |
| (イ) 備品・消耗品費 | 5,117円 | | | |
| イ 政治活動費 | | | | |
| (イ) 調査研究費 | 7,196円 | | | |
| 合計 | 12,313円 | | | |
| 政治団体の名称 | 川越政経フォーラム | | | |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 片野広隆 | | | |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | 川越市議会議員 | | | |
| 報告年月日 | 平成19年5月16日 | | | |
| (平成17年分) | | | | |
| 1 収入・支出の総額 | | | | |
| (1) 収入総額 | 371,230円 | | | |
| ア 前年繰越額 | 71,230円 | | | |

| | | | | |
|-------------|----------|---------------|----------|-------|
| イ 本年収入額 | 300,000円 | ア 寄 附 | | |
| (2) 支出総額 | 325,604円 | (ア) 寄 附 | | |
| 2 収入・支出の内訳 | | a 個人からの寄附 | 53,200円 | |
| (1) 収入の内訳 | | b 政治団体からの寄附 | 116,000円 | |
| ア 寄 附 | | 合 計 | 169,200円 | |
| (ア) 寄 附 | | 〔寄附の内訳〕 | | |
| a 個人からの寄附 | 120,000円 | ア 個人からの寄附 | | |
| b 政治団体からの寄附 | 180,000円 | (寄附者の氏名) | (金 額) | (住 所) |
| 合 計 | 300,000円 | その他の寄附 | 53,200円 | (住 所) |
| 〔寄附の内訳〕 | | イ 政治団体からの寄附 | | |
| ア 個人からの寄附 | | (団体の名称) | (金 額) | (住 所) |
| (寄附者の氏名) | (金 額) | 民主党埼玉県支部連合会 | 70,000円 | さいたま市 |
| その他の寄附 | 120,000円 | (2) 支出の内訳 | 46,000円 | |
| イ 政治団体からの寄附 | | ア 経 常 経 費 | | |
| (団体の名称) | (金 額) | (ア) 人 件 費 | 153,100円 | |
| その他の寄附 | 180,000円 | (イ) 備品・消耗品費 | 20,562円 | |
| (2) 支出の内訳 | | イ 政治活動費 | 19,511円 | |
| ア 経 常 経 費 | | 合 計 | 197,364円 | |
| (ア) 人 件 費 | 196,400円 | (平成19年分) | | |
| (イ) 備品・消耗品費 | 32,054円 | 1 収入・支出の総額 | | |
| イ 政治活動費 | 63,212円 | (1) 収 入 総 額 | 17,462円 | |
| (ア) 組織活動費 | 33,938円 | ア 前年繰越額 | 17,462円 | |
| (イ) 調査研究費 | 325,604円 | イ 本年収入額 | 0円 | |
| 合 計 | | (2) 支出総額 | 17,462円 | |
| (平成18年分) | | 2 収入・支出の内訳 | | |
| 1 収入・支出の総額 | 214,826円 | (1) 支 出 の 内 訳 | | |
| (1) 収 入 総 額 | 45,626円 | ア 政治活動費 | 17,462円 | |
| ア 前年繰越額 | 169,200円 | (ア) 調査研究費 | 17,462円 | |
| イ 本年収入額 | 197,364円 | 合 計 | 17,462円 | |
| (2) 支 出 総 額 | | | | |
| 2 収入・支出の内訳 | | | | |
| (1) 収入の内訳 | | | | |
| (1) 収入の内訳 | | | | |

政治団体の名称 黒須きよし後援会
報告年月日 平成19年5月14日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 小松とよ吉後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 小松 豊吉

資金管理団体の届出に係る公職の種類 さいたま市議員

報告年月日 平成19年5月1日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

(2) 支出 総額

政治団体の名称 しぶや実後援会

報告年月日 平成19年5月2日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出 総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

ア (ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

合計

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(団体の名称)

自由民主党埼玉県支部連合会

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

0円

0円

0円

3,818円

3,818円

0円

0円

503,818円

3,818円

500,000円

0円

500,000円

500,000円

(金額)

500,000円

(住所)

さいたま市

(1) 収入総額
 ア 前年繰越額
 イ 本年収入額
 (2) 支出総額

503,818円
 503,818円
 0円
 0円

(平成19年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 (2) 支出総額

0円
 0円

政治団体の名称 市民団体藤和会

報告年月日 平成19年5月17日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 (2) 支出総額
 (平成17年分)

0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 (2) 支出総額
 (平成18年分)

0円
 0円
 0円

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額
 (2) 支出総額
 (平成19年分)

0円
 0円
 0円

政治団体の名称 早野きよし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 早野清

資金管理団体の届出に係る公職の種類 児玉町議会議員

報告年月日 平成19年5月10日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 三村くにお後援会
 報告年月日 平成19年5月28日
 (平成17年分)

98,400円

0円

98,400円

0円

98,400円

0円

0円

| | | (金額) | (住所) | (金額) | (住所) |
|---------------------|----------|---------|------|---------|------|
| ア | 寄附 | | | | |
| イ | 個人からの寄附 | 98,400円 | | 30,000円 | |
| 合計 | | 98,400円 | | | |
| 〔寄附の内訳〕 | | | | | |
| ア | 個人からの寄附 | | | | |
| | (寄附者の氏名) | (金額) | (住所) | | |
| | その他の寄附 | 98,400円 | | | |
| (2) | 支出の内訳 | | | | |
| ア | 経常経費 | 49,800円 | | 0円 | |
| イ | 備品・消耗品費 | | | | |
| ロ | 政治活動費 | 48,600円 | | | |
| ハ | 組織活動費 | | | | |
| 合計 | | 98,400円 | | | |
| 1 収入・支出の総額 (平成18年分) | | | | | |
| (1) | 収入総額 | 30,000円 | | 30,000円 | |
| ア | 前年繰越額 | 0円 | | 0円 | |
| イ | 本年収入額 | 30,000円 | | 30,000円 | |
| (2) | 支出総額 | 30,000円 | | 0円 | |
| 2 収入・支出の内訳 (平成18年分) | | | | | |
| (1) | 収入の内訳 | | | | |
| ア | 寄附 | | | | |
| イ | 個人からの寄附 | 30,000円 | | 0円 | |
| 合計 | | 30,000円 | | 0円 | |
| 〔寄附の内訳〕 | | | | | |
| ア | 個人からの寄附 | | | | |
| | (寄附者の氏名) | (金額) | (住所) | | |
| | その他の寄附 | 30,000円 | | | |
| (2) | 支出の内訳 | | | | |
| ア | 経常経費 | 5,000円 | | 0円 | |
| イ | 備品・消耗品費 | | | | |
| ロ | 政治活動費 | 25,000円 | | 0円 | |
| ハ | 組織活動費 | | | | |
| 合計 | | 30,000円 | | 0円 | |
| 1 収入・支出の総額 (平成19年分) | | | | | |
| (1) | 収入総額 | | | | |
| (2) | 支出総額 | | | | |

| 政治団体の名称 | 報告年月日 | (金額) | (住所) |
|---------------------|-----------|------|------|
| 吉田豊子後援会 | 平成19年5月8日 | | |
| 1 収入・支出の総額 (平成17年分) | | | |
| (1) | 収入総額 | 0円 | |
| (2) | 支出総額 | 0円 | |
| 1 収入・支出の総額 (平成18年分) | | | |
| (1) | 収入総額 | 0円 | |
| (2) | 支出総額 | 0円 | |

埼玉県選管告示第七十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。
(平成19年5月1日~5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年六月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公 職 の 種 類 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 届 出 年 月 日 |
|----------------|------------|-------------------|-------------------------|--------------|
| 大 嶋 公 一 | 蕨市議会議員 | おおしま公一後援会 | 蕨市中央二一三三クレールいぶき二〇二 | 平成十九年 五月 七日 |
| 荻 野 耕次郎 | 熊谷市議会議員 | 花と緑を育てる会 | 熊谷市葛和田一四二八―五 | 平成十九年 五月二十一日 |
| 片 野 広 隆 | 川越市議会議員 | 川越政経フォーラム | 川越市霞ヶ関東一六―一八紫野ハイム二〇八 | 平成十九年 五月 十六日 |
| 小 松 豊 吉 | さいたま市議会議員 | 小松とよ吉後援会連合会 | さいたま市浦和区岸町四一五―一五小松ビル二〇二 | 平成十九年 五月 一日 |
| 高 部 忠 雄 | 狭山市長 | 狭山を変える会 | 狭山市堀兼二三七〇―二七 | 平成十九年 五月 三十日 |
| 田 島 公 子 | 越生町議会議員 | 田島きみ子と越生町政に参加する会 | 入間郡越生町越生七七七―一 | 平成十九年 五月 十五日 |
| 平 松 大 佑 | 新座市議会議員 | 平松だいすけを育てる会 | 新座市東北二二―三森川ハイム二〇一 | 平成十九年 五月 二日 |
| 松 澤 悦 子 | 参議院選挙区選出議員 | まつざわ悦子と暮らしと平和を守る会 | さいたま市浦和区高砂三三七―五埼玉社会文化会館 | 平成十九年 五月 七日 |

埼玉県選管告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつた。
(平成19年5月1日~5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年六月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公 職 の 種 類 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 異 動 事 項 | 新 | 旧 | 届 出 年 月 日 |
|----------------|-----------|-------------------|------------|---------------------|------------------|--------------|
| 片 山 鍊太郎 | 埼玉県議会議員 | 片山鍊太郎の未来を拓く会 | 主たる事務所の所在地 | さいたま市北區宮原町三六〇―丁一〇二 | さいたま市中央区下落合二〇八―三 | 平成十九年 五月二十一日 |
| 熊 谷 裕 人 | さいたま市議会議員 | さいたま教育先進都市フォーラム | 主たる事務所の所在地 | さいたま市東區堀の内三二四七九―一〇二 | さいたま市東區高島二一六―一〇 | 平成十九年 五月 一日 |

埼玉県選管告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。
(平成19年5月1日~5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年六月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公 職 の 種 類 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 指 定 取 消 年 月 日 | 届 出 年 月 日 |
|----------------|-----------|-------------------|---------------|-----------|
| | | | | |

| | | | | |
|-------|-----------|-------------|---------------|---------------|
| 秋本 伸夫 | さいたま市議会議員 | 秋本伸夫後援会 | 平成十九年 四月 二十日 | 平成十九年 五月 一日 |
| 石渡 勲 | 埼玉県議会議員 | 石政会 | 平成十九年 四月 三十日 | 平成十九年 五月 二日 |
| 江田 俊雄 | 川越市議会議員 | 江田としお後援会 | 平成十九年 五月 二十五日 | 平成十九年 五月 二十五日 |
| 片野 広隆 | 川越市議会議員 | 川越政経フォーラム | 平成十九年 五月 一日 | 平成十九年 五月 十六日 |
| 加茂 淳子 | 三芳町議会議員 | 加茂あつ子後援会 | 平成十九年 五月 十七日 | 平成十九年 五月 十七日 |
| 木村 重正 | 毛呂山町議会議員 | 木村重正後援会 | 平成十九年 五月 三十一日 | 平成十九年 五月 三十一日 |
| 寺澤 清司 | 埼玉県議会議員 | てらさわせいし後援会 | 平成十九年 五月 二十日 | 平成十九年 五月 二十一日 |
| 早野 清 | 児玉町議会議員 | 早野きよし後援会 | 平成十九年 五月 十日 | 平成十九年 五月 十日 |
| 平松 大佑 | 新座市議会議員 | 平松だいすけを育てる会 | 平成十九年 五月 二日 | 平成十九年 五月 二日 |

埼玉県監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき決定したので次のとおり公表する。

平成19年6月29日

| | |
|---------|-------|
| 埼玉県監査委員 | 坂本 隆信 |
| 埼玉県監査委員 | 春日 敏彦 |
| 埼玉県監査委員 | 竹並 万吉 |
| 埼玉県監査委員 | 島田 正一 |

1 監査の概要

(1) 監査の対象事務
平成17年度・平成18年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 119機関

| | |
|-------|---|
| 所管部署局 | 監査対象機関 |
| 総合政策部 | 東京事務所、中央地域創造センター |
| 総務部 | 男女共同参画推進センター、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所春日部支所 |

| | |
|-------|---|
| 環境管理部 | 救急救命士養成所、消防学校 |
| 福祉部 | 中央環境管理事務所 |
| 保健医療部 | 中央児童相談所、所沢児童相談所、越谷児童相談所 |
| 産業労働部 | 川越高等技術専門学校、川越高等技術専門学校飯能分校、創業・ベンチャー支援センター、計量検定所、西部産業労働センター、春日部高等技術専門学校、北部産業労働センター、北部産業労働センター秩父支所 |
| 農林部 | 本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、秩父高原牧場、農村整備計画センター、東松山農林振興センター |
| 国土整備部 | 新河岸川総合治水事務所、本庄県土整備事務所 |

| | |
|------|--|
| 教育局 | 朝霞西高校、草加西高校、越谷南高校、狭山高校、草加南高校、大宮北養護学校、越谷養護学校、文書館、浦和養護学校、東部教育事務所、南部教育事務所、川越養護学校、和光養護学校、スポーツ研修センター、三郷養護学校、久喜図書館、総合教育センター深谷支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、上尾養護学校、鴻巣女子高校、庄和高校、杉戸農業高校、行田養護学校、川島ひばりが丘養護学校、川本高校、玉川工業高校、川口養護学校、日高養護学校、毛呂山養護学校、幸手商業高校、狭山養護学校、宮代高校、日高高校、さきたま史跡の博物館、三郷工業技術高校、所沢西高校、歴史と民族の博物館、嵐山史跡の博物館、上尾東高校、人間高校、岩槻高校、大宮工業高校、北川辺高校、児玉白楊高校、狭山工業高校、所沢高校、新座北高校、鳩ヶ谷高校、羽生高校、飯能高校、本庄北高校、三郷高校、和光高校、岩槻養護学校 |
| 警察本部 | 鴻巣警察署、川口警察署、深谷警察署、熊谷警察署、東入間警察署、岩槻警察署、浦和東警察署、武南警察署、秩父警察署、吉川警察署、大宮東警察署、春日部警察署、越谷警察署、浦和西警察署、東松山警察署、幸手警察署、大宮西警察署、飯能警察署、小鹿野警察署 |

(3) 監査実施日

平成19年1月23日～平成19年5月18日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

2 監査の結果

監査において指摘事項、注意事項又は意見として認められたものは、(1)、(2)のとおりであり、その他の軽微な事項については対象機関にその都度注意をした。

(1) 指摘事項(財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるものうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの)

| | | | |
|--------|--------------|-------|--|
| 機関・職制名 | 中央食肉衛生検査センター | 監査の結果 | 平成17年度・18年度の冷暖房設備(ガス)保守業務委託において、他に保守管理を行う者がいないとの理由により、1者随意契約を行っていた。しかしながら、業務内容は一般的な点検・清掃であり、現に再委託を認めていた。合理的な理由がないにもかかわらず、継続的に1者随意契約を行っていた。 |
|--------|--------------|-------|--|

(2) 注意事項(違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるものうち、指摘事項に該当しないと認められるもの)

| 機関・職制名 | 監査の結果 |
|--------|--|
| 総合政策部 | 中央地域創造センター 平成18年度に行った電気通信設備設置等に係る行政財産使用許可において、平成18年4月1日から使用させていたにもかかわらず、行政財産使用料の確定を怠っていたため、使用許可が平成18年12月まで遅延した。 |
| 総務部 | 男女共同参画推進センター 平成18年度において、照明修繕を行うに当たり、50万円以上の契約であったにもかかわらず、請書を徴取していなかった。 |
| 総務部 | 男女共同参画推進センター 平成18年度において、財務関係書類を事務室の床に置いて退庁したため、清掃業者により書類の一部が誤って廃棄物として処理されてしまった。処理された文書の一部は取り戻し、残りは焼却処分されていたことが確認された。これら一連の文書管理が適切でなかった。 |
| 保健医療部 | 北足立福祉保健総合センター 平成18年度において、精神障害者社会適応訓練事業委託に当たり、契約書文中で、別記「個人情報取扱特記事項」の遵守を求めているが、この特記事項が添付されていないかった。 |
| 保健医療部 | 大里福祉保健総合センター 平成18年度の生活保護費返還金に係る債権管理において、納期限を経過しているにもかかわらず、期間内に督促状を発行していないものがあつた。 |

| | | |
|-------|--------------|---|
| 保健医療部 | 高等看護学院 | 平成18年度において、印刷や物品の購入に当たり、複数の相手方からの見積書の徴取が必要であったにもかかわらず、1者随意契約を行っていた。 |
| 教育局 | 総合教育センター江南支所 | 平成17・18年度のし尿浄化槽清掃委託契約において、複数の相手方からの見積書の徴取が必要であったにもかかわらず、1者随意契約を行っていた。 |
| 教育局 | さきたま史跡の博物館 | 平成18年度において、横穴墓特別展サイン制作等業務委託に当たり、制作すべきサイン等の数量が規定されていなかった。 |

| | | |
|-----|--------|--|
| 教育局 | 杉戸農業高校 | 平成18年度において、農具を購入するに当たり、複数の相手方からの見積書徴取を要しない10万円未満の金額に分割して購入していた。 |
| 教育局 | 狭山養護学校 | 平成17・18年度の歳入歳出予算差引簿帳票データについて、会計事務処理要領に定める、文書管理システムを利用した決裁が行われていなかったため、平成18年1月から8月分までのデータが失われた。 |
| 教育局 | 日高養護学校 | 平成17・18年度の樹木維持管理業務委託において、維持管理を行う樹木を示す図面等の仕様書が作成されていないかった。 |

埼玉県監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年6月29日

埼玉県監査委員 坂本 隆 信
 埼玉県監査委員 春日 敏 彦
 埼玉県監査委員 竹 並 万 吉
 埼玉県監査委員 島 田 正 一

監 査 の 結 果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び監査実施時期

埼玉県が補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体及び公の施設の管理を委託している団体について監査を実施するもので、このうち、20団体について、平成18年12月から平成19年4月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

平成17年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助の出納その他の事務

2 監査の結果及び意見

監査対象団体別の監査の結果及び意見は、次のとおりである。なお、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

・指摘事項とは… 財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるものうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの。

・注意事項とは… 違法又は不当であると認められるもの、あるいは経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるものうち、指摘事項に該当しないと認められるもの。
 ・意見とは…… 事務の執行等において検討及び改善を要すると認められるもの。

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 |
| 所管部署局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年 1月25日、2月 7日 委員監査 平成19年 4月27日 |
| 財政的援助等の内容 | <p>補助金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の常勤役員及び職員設置費並びに活動費補助金 194,934,000円 2 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会福祉施設経営指導事業費補助金 7,402,000円 3 授産施設製品販売促進強化事業費補助金 1,648,000円 4 彩の国ボランティアセンター支援事業補助金 11,268,000円 5 福祉ボランティア体験学習事業補助金 24,990,000円 6 生活福祉資金貸付事業推進費補助金 38,948,000円 7 離職者支援資金貸付事業推進費補助金 10,556,000円 8 埼玉県福祉サービース苦情解決事業費補助金 11,988,000円 9 埼玉県痴呆性高齢者・知的障害者等権利擁護事業費補助金 106,029,836円 |
| 監査の結果 | <p>指摘事項</p> <p>彩の国ボランティアセンター支援事業補助金について、補助対象経費に対象外である修繕費等の経費が含まれていたため、182,585円が過大交付となっていた。</p> |
| 意見 | <p>生活福祉資金貸付について、償還期限を一年以上過ぎても返済されていない資金の額が、平成18年3月末累計で4億円余となっている。</p> <p>未償還額の回収について、市町村社会福祉協議会、民生委員との連携を更に強化するとともに、必要な場合には法的措置を検討する必要がある。</p> <p>また、返済が真に困難な貸付けについては、償還免除の制度を積極的に活用するなど、未償還額の圧縮に向けた一層の努力が必要である。</p> |
| 部局への意見 | <p>埼玉県社会福祉協議会に対する補助金の交付要綱の一部に補助事業の趣旨と異なる定めをしているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱は補助事業の趣旨を踏まえて整備する必要がある。</p> |
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 さくら福祉会 |

| | |
|-----------|--|
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成18年12月20日 委員監査 平成19年1月9日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 児童福祉施設整備費補助金 2 社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 39,886,000円 589,550円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 三愛福祉会 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成18年12月22日 委員監査 平成19年2月2日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 児童福祉施設整備費補助金 2 社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 48,723,000円 600,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|--------|------------------------------------|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 子供の町 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月11日 委員監査 平成19年4月27日 |

| | | |
|-----------|---|---------------------------|
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 2 児童自立支援総合対策事業費補助金 | 1,200,000円 34,640,116円 |
| 監査の結果 | 指摘事項 児童自立支援総合対策事業費補助金について、補助金算定の基礎となる措置児童数を誤ったため、132,286円が過大交付となっていた。 | |
| 部局への意見 | 児童自立支援総合対策事業費補助金の交付額に誤りがあった。今後、このような事態が生ずることのないよう実績報告書と証拠書類等の照合・確認を十分行うなど、補助金事務を適正に行う必要がある。 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 神愛ホーム | |
| 所管部局 | 福祉部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月15日 委員監査 平成19年2月1日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 児童福祉施設整備費補助金 2 児童自立支援総合対策事業費補助金 3 社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 | 206,102,000円 8,831,822円 600,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|--------|--|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 埼玉療育友の会 | |
| 所管部局 | 福祉部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月16日 委員監査 平成19年2月19日(書面) | |

| | | |
|-----------|---|---|
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 3 社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 4 埼玉県身体障害者福祉団体育成費補助金 | 64,806,000円 1,353,355円 600,000円 300,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 加須福祉会 | |
| 所管部局 | 福祉部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月18日 委員監査 平成19年2月1日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 児童福祉施設整備費補助金 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 3 社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 4 産休等代替職員補助金 | 133,077,000円 47,419円 1,148,100円 45,663円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|--------|--|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 美里会 | |
| 所管部局 | 福祉部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月19日 委員監査 平成19年2月21日(書面) | |

| | |
|-----------|---|
| 財政的援助等の内容 | <p>補助金</p> <p>1 精神障害者社会復帰施設運営費補助金 54,870,000円</p> <p>2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助 18,799,759円</p> <p>3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 561,780円</p> |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 毛呂病院 |
| 所管部署局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月22日、23日 委員監査 平成19年4月23日 |
| 財政的援助等の内容 | <p>補助金</p> <p>1 心身障害児特別療育費補助金 225,294,670円</p> <p>2 重症心身障害児施設貸おむつ利用事業補助金 2,887,670円</p> <p>3 精神障害者社会復帰施設運営費補助金 55,962,000円</p> <p>4 軽費老人ホーム運営助成費 11,961,960円</p> <p>5 特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金 297,793,000円</p> <p>6 看護師等養成所運営費補助金 49,934,000円</p> <p>7 介護老人保健施設整備利子補助 5,252,000円</p> <p>8 社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 600,000円</p> <p>9 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 11,672,490円</p> <p>10 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助 57,547,718円</p> |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
| 部局への意見 | 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助対象経費を算出する際に総事業費から控除する収入等の取扱いの基準が明確でなかった。補助金の適正な執行を図るために、総事業費から控除すべき収入等の取扱いについて明確に定める必要がある。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 愛の泉 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月24日 委員監査 平成19年2月19日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 埼玉県社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 2,400,000円 2 児童自立支援総合対策事業費補助金 9,031,125円 3 社会福祉施設等施設整備費補助金 104,277,000円 4 乳児院等緊急リニューアル事業費補助金 4,383,000円 5 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 1,416,906円 6 産休等代替職員補助金 118,800円 7 児童家庭支援センター運営事業費補助金 9,418,000円 8 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助 13,978,305円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 光 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月30日 委員監査 平成19年2月7日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 4,049,850円 2 軽費老人ホーム事務費補助 16,260,160円 3 特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金 43,200,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|---|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 一寿会 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月29日 委員監査 平成19年2月2日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助 29,586,969円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 1,856,250円 3 社会福祉施設整備促進資金補助金 11,134,839円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |

| | |
|-----------|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 清陵会 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年1月30日 委員監査 平成19年4月23日 |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 社会福祉施設等施設整備費補助金 54,525,000円 2 社会福祉施設利用者サービス推進事業補助金 600,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
| 部局への意見 | 社会福祉施設等施設整備費補助金に係る額の確定手続が実績報告書受領後1年以上が経過する監査時点においても行われていなかった。 県規則等に従った速やかな処理を行う必要がある。 |

| | |
|--------|--------------|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 羽生福祉会 |
| 所管部局 | 福祉部 |

| | |
|-----------|---|
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年2月2日 委員監査 平成19年2月28日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 次世代育成支援対策施設整備費補助金 123,985,000円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 3,356,437円 3 社会福祉施設整備促進資金補助金 20,662,096円 4 軽費老人ホーム事務費補助 11,497,250円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
| 監査への意見 | 次世代育成支援対策施設整備費補助金に係る額の確定手続きが実績報告書受領後10か月以上が経過する監査時点においても行われていなかった。 県規則等に従った速やかな処理を行う必要がある。 |
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 名栗園 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年2月1日、7日 委員監査 平成19年2月21日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助 48,267,385円 2 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 3,502,799円 3 軽費老人ホーム事務費補助 69,072,240円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 清幸会 |
| 所管部局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年2月2日 委員監査 平成19年2月19日(書面) |

| | | |
|-----------|---|--|
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 軽費老人ホーム事務費補助 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助 3 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 | 73,833,614円 30,955,176円 5,638,673円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 安誠福祉会 | |
| 所管部局 | 福祉部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年2月5日 委員監査 平成19年2月28日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 2 埼玉県民間社会福祉施設整備促進資金償還金補助 3 軽費老人ホーム事務費補助 4 介護老人保健施設整備利子補助 | 962,550円 8,181,389円 61,526,924円 26,199,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 啓和会 | |
| 所管部局 | 福祉部 | |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年2月7日 委員監査 平成19年2月28日(書面) | |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助 2 社会福祉施設整備促進資金補助金 3 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 1,206,990円 3,997,328円 7,781,000円 |

| | |
|-----------|---|
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 こぶし福祉会 |
| 所管部署局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年2月9日 委員監査 平成19年2月28日(書面) |
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 精神障害者社会復帰施設整備備費補助金 36,582,000円 2 精神障害者社会復帰施設整備備費補助金 3,606,000円 3 精神障害者社会復帰施設運営費補助金 21,769,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |
| 意見 | 1 職員の給与については、給与規程に定められているが、管理職手当、特殊勤務手当及び期末勤勉手当の支給や昇級・昇格について、理事長の判断により規程と異なった取扱いを行っている事例が見られた。 給与事務の適正化を図るため、規程に従った事務手続を行う必要がある。 2 寄附の受入れについては、経理規程にその手続が定められているが、後援会から受け入れた寄附について、寄附申込書がなく、領収書を発行していないものがあった。 寄附金事務の正確性と公正性を期すため、規程に従った適正な事務処理を行う必要がある。 |
| 監査対象団体 | 社会福祉法人 あげお福祉会 |
| 所管部署局 | 福祉部 |
| 監査実施日 | 職員調査 平成19年2月13日 委員監査 平成19年2月21日(書面) |

| | |
|------|---|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一―一(代表) |
| | 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所 | 関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇―二(代表) |

| | |
|-----------|---|
| 財政的援助等の内容 | 補助金 1 精神障害者社会復帰施設施設整備費補助金 2 施設外授産の活用による就職促進事業補助金 54,557,000円 2,832,000円 |
| 監査の結果 | 指摘事項、注意事項は認められなかった。 |